

奈良県立病院機構診療材料等物品調達管理業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

診療材料等物品調達管理業務について、事業者に業務を委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものとします。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

奈良県立病院機構診療材料等物品調達管理業務

(2) 委託期間

契約締結日から平成33年3月31日まで

(ただし、契約締結日から平成30年4月下旬までは準備期間とする。準備期間の期日は、参加申込書を提出した者に、10月31日に通知する)

なお、平成30年度から平成32年度における歳入歳出予算において、当該予算が減額又は削除されたときは、平成33年3月31日までの契約を変更又は解除することがあります。

(3) 委託業務の内容

物品取扱各社との価格交渉、物品購入、SPDによる物品管理、納品等の業務を1者への委託により実施し、当機構の業務効率化及び合理化、物品購入経費の削減、余剰在庫の軽減等を行うために必要な業務を委託します。

詳細は別添「診療材料等物品調達管理業務委託仕様書」によります。

(4) 履行場所

新奈良県総合医療センター（奈良市七条西町2丁目）

※準備期間中は現奈良県総合医療センター（奈良市平松1丁目）も含める。

奈良県西和医療センター（生駒郡三郷町三室1-14-16）

奈良県総合リハビリテーションセンター（磯城郡田原本町大字多722番地）

※総合リハビリテーションセンターにおいては、同敷地内の社会福祉法人 奈良県社会福祉事業団（以下「事業団」とする）への調達物品管理も行うものとするが、事業団分の業務については、別途事業団と協議の上、契約し事業団へ直接請求するものとする。

(5) 委託金額

下記金額（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とします。

なお、(4)にあげる事業団の費用は含まないものとします。

	全所属合計
導入準備費用	11,000千円
管理費用/月額	4,500千円

※ただし、上記金額を超える場合であっても大幅な導入効果が見込まれる場合は、この限りでない。

(6) 担当部署

〒639-1041

大和郡山市満願寺町60番地1（奈良県郡山総合庁舎4階）

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課経営係

電話 0743-85-7025
FAX 0743-85-7026
E-mail honbu@nara-pho.jp

3. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項および第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加者資格者名簿に、営業種目「Q4検査・分析・調査業務」又は「Q7諸サービス」で登録している者であること。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないものであること。
- (6) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (7) 300床以上を有する病院において、平成25年4月1日以降に診療材料等物品調達管理業務を受託し、履行した実績を有するものであること。

4. 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出してください。

5. 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

平成29年10月18日（水）から平成29年10月26日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 交付場所

〒639-1041

大和郡山市満願寺町60番地1（奈良県郡山総合庁舎4階）

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課経営係

電話 0743-85-7025

FAX 0743-85-7026

E-mail honbu@nara-pho.jp

(3) 交付資料

- ・実施要領
- ・仕様書
- ・参加申込書（様式1）
- ・質問票（様式11）
- ・提案書（様式2～10）

※上記交付資料は、下記 URL からもご覧いただけます。

奈良県立病院機構ホームページ (<http://www.nara-pho.jp/>)

6. 参加申込書の提出

- (1) 平成29年10月18日（水）から平成29年10月26日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）
- (2) 提出場所
〒639-1041
大和郡山市満願寺町60番地1（奈良県郡山総合庁舎4階）
地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課経営係
電話 0743-85-7025
FAX 0743-85-7026
E-mail honbu@nara-pho.jp
- (3) 提出書類
・参加申込書（様式1）
- (4) 提出方法
持参、または郵送により提出してください。
なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成29年10月26日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

7. 質問及び回答

- (1) 受付期間
平成29年10月18日（水）から平成29年10月26日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）
- (2) 提出場所
〒639-1041
大和郡山市満願寺町60番地1（奈良県郡山総合庁舎4階）
地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課経営係
電話 0743-85-7025
FAX 0743-85-7026
E-mail honbu@nara-pho.jp
- (3) 質問方法
別紙「質問票」（様式11）に質問内容を記入し、上記（2）にある提出場所までFAX番号、または電子メールアドレスあて送付してください。送付後は、到着確認の連絡をしてください。
なお、電話、口頭での質問は受け付けません。
- (4) 質問事項の回答
上記の期間内に受理した質問を全てまとめ、参加申込書の提出があった全事業者あて、平成29年11月2日（木）までに、FAXまたは電子メールで回答します。

8. 提案書（様式2～10）の提出

- (1) 提出期間
平成29年10月26日（木）から平成29年11月9日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）
- (2) 提出場所
〒639-1041
大和郡山市満願寺町60番地1（奈良県郡山総合庁舎4階）
地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課経営係
電話 0743-85-7025
FAX 0743-85-7026

E-mail honbu@nara-pho.jp

(3) 提出書類

- ・ 提案書表紙（様式2）
- ・ 提案書（様式3～9）
- ・ 見積書（様式10）

(4) 提出方法

持参、または郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成29年11月9日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 提出部数

1部（併せて写しを7部提出してください。）

(6) その他

- ・ 用紙の規格は、A4・左綴じとします。
- ・ なお、提案者実施体制を1ページとし、各ページに通し番号をふってください。
- ・ 提案書表紙（様式2）には、代表者の押印が必要です。

9. ヒアリング

提案者に対して、提案内容の質疑及び補足説明を求めめるため、ヒアリングを実施します。

(1) 日時

平成29年11月中旬（後日、参加希望者に対し詳細を連絡します。）

(2) 場所

〒639-1041

大和郡山市満願寺町60番地1 奈良県郡山総合庁舎内（予定）

(3) 留意事項

- ・ 時間は1提案者あたり30分（提案者からの説明15分、質疑応答15分）程度を予定しています。
- ・ ヒアリングにかかる費用は提案者の負担とします。
- ・ ヒアリングには、当業務を担当する予定のスタッフの参加を必須とします。

10. 審査結果

別紙の「奈良県立病院機構診療材料等物品調達管理業務委託事業者選定基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した事業者を最優秀提案者、次いで高得点を獲得したものを次点者として選定します。ただし、応募者が1者のみの場合であっても、審査結果によっては最優秀提案者が業務委託者とならないことがあります。

審査結果は、概ね7日以内に文書により提案者あて通知します。

11. 契約の不締結

業務委託者の選定後、業務委託者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

また、次のいずれかに該当する場合であっても、業務委託者の決定を取り消し、契約を締結しないとすることがあります。

- (1) 参加資格を有しない場合又は失ったとき。
- (2) 企画提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されていたとき。
- (3) 決定後に行う事業実施に関する当機構と業務委託者間の協議において、当機構が求める条件を満たせない等不相当であると判断したとき。
(これに基づいて業務委託者を取り消した場合は、運用1ヶ月前までに、次点者と業務委託に関する協議を行う場合があります。)

1 2. 契約の解除

契約締結後、契約者について11の(1)から(6)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を奈良県立病院機構に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、11中、「業務委託者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1 3. その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提案に要する経費は、各事業者の負担とします。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外に使用しません。
- (5) 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となります。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- (7) 提案書等の受理後の差し替え、及び追加・削除は、原則として認めません。
- (8) 提案書の提出者が1者であった場合は、評価基準による得点が6割を超え、かつ選定審査会で認めたものであることを条件に、契約の相手方として特定することがあります。
- (9) その他、定めのない事項については、奈良県立病院機構が規定する各規程及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例及びその他奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。